

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示案について

1. 背景

我が国は、自動車の安全基準等について国際的な整合性を図り自動車の安全性等を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）」に平成 10 年に加入し、現在、当該協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところである。

今般、国際連合自動車基準調和世界フォーラム（WP. 29）第 198 回会合において、「運転者の眠気監視警報に係る協定規則（第 182 号）」、「高度運転者注意散漫警報システムに係る協定規則（第 183 号）」が新たに採択されたほか、「軽・中量車の世界統一排出ガス測定法に係る協定規則（第 154 号）」、「路上走行時の軽・中量車排出ガスに係る協定規則（第 168 号）」等の改訂が採択された。

また、一般原動機付自転車及び特定小型原動機付自転車について、鉛式原動機用蓄電池を備えた車両の流通が見込まれることを踏まえ、当該蓄電池を備えた車両の安全性を確保するため、電気装置に関する基準を整備する必要がある。

これらを踏まえ、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等について、所要の改正を行う必要がある。

2. 概要

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

（１）道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正（第 1 条関係）

（ア） 協定規則の改訂に伴い、引用する協定規則の番号を以下のとおり改める。

第 154 号第 3 改訂版	⇒	第 154 号第 4 改訂版
第 168 号	⇒	第 168 号改訂版
第 177 号	⇒	第 177 号改訂版
（新設）	⇒	第 182 号
（新設）	⇒	第 183 号

（イ） 協定規則第 182 号及び第 183 号の採択に伴い、運転者の状態を監視し、眠気・脇見を検知した場合に警報する装置（ドライバモニタリング装置）を備える場合は協定規則第 182 号及び第 183 号の要件を適用することとする。

（ウ） 鉛式原動機用蓄電池を備えた一般原動機付自転車及び特定小型原動機付自転車について、当該車両の安全性を確保するための構造要件を適用することとする。

(2) 道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示の一部改正（第2条関係）

道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第55条第1項、第56条第1項及び第57条第1項の規定に基づく「道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示（平成15年国土交通省告示第1320号）」について、所要の改正を行う。

(3) 道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部改正（第3条関係）

道路運送車両の保安基準第58条及び第67条の2の規定に基づく「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成15年国土交通省告示第1318号）」について、所要の改正を行う。

(4) 装置型式指定規則第五条第一項及び共通構造部型式指定規則第五条の二の国土交通大臣が告示で定める国を定める告示の一部改正（第4条関係）

装置型式指定規則（平成10年運輸省令第66号）第2条及び第5条の改正に伴い、眠気警報装置及び脇見警報装置の追加及び特定装置の協定規則の番号を改めるほか、所要の改正を行う。

(5) 道路運送車両法関係手数料規則に基づく自動車、特定共通構造部若しくは特定装置の型式についての指定又は特定改造等の許可の申請に係る手数料の額の算出に関し必要な事項を定める告示の一部改正（第5条関係）

道路運送車両法関係手数料規則（平成28年国土交通省令第17号）の改正に伴い、「道路運送車両法関係手数料規則に基づく自動車、特定共通構造部若しくは特定装置の型式についての指定又は特定改造等の許可の申請に係る手数料の額の算出に関し必要な事項を定める告示（平成28年国土交通省告示第618号）」第2条の号番号を改める。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和8年9月30日（水）（WP.29第198回会合における改訂事項の発効日）

施 行：公布の日（※眠気警報装置及び脇見警報装置に係る部分は、令和8年10月20日（火））